

瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第15号

瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市<u>高齢者</u>福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市<u>高齢者</u>福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく瀬戸市<u>高齢者</u>福祉計画の策定に関して、必要な調査及び審議</p> <p>(2)及び(3) <省略></p>	<p>瀬戸市<u>老人</u>福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市<u>老人</u>福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく瀬戸市<u>老人</u>福祉計画の策定に関して、必要な調査及び審議</p> <p>(2)及び(3) <省略></p>

(庶務) 第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課及び健康福祉部健康課において処理する。
--	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。